

I 県予算編成及び施策に関する要望

事 項	内 容	回 答	担当部課
1 少子化対策・子育て支援の推進について 重点事項	（１）保育士の人材確保 町村においては、保育士の確保に非常に苦慮していることから、その人材確保に向けた取組を支援するとともに、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職支援等の施策に積極的に取り組むこと。 また、指定保育士養成施設が少ない地域もあり、保育士の確保ができないため、児童の受け入れが困難になっている町村もあることから、保育士確保に向けた一層の支援を行うこと。	保育人材の確保策として、県では、新たに創設された地域限定保育士制度について、全国に先駆けて導入することとしており、積極的に受験していただけるよう、合格者の試験手数料の支援を考えているところである。 また、保育士養成校の学生に保育の魅力を伝えるため、新たに、市町村が養成校へ出向いて学生へ働きかける機会を設けることとしており、こうした機会を活用し、学生へ直接熱意を伝えるなど、県とともに積極的な取組をお願いしたい。 引き続き、保育士・保育所支援センターを核として、現任保育士や潜在保育士からの相談対応、保育施設と保育士とのマッチング、求職者の保育施設見学同行等の丁寧な就業支援に取り組んでまいりたい。	子ども・福祉部 子ども未来課 子育て支援班 TEL：086-226-7348
	（２）小児医療費公費負担の適用拡大 岡山県小児医療費公費負担制度では現在、就学前までの乳幼児の通院及び小学6年生までの入院を公費負担の適用範囲としているが、全ての市町村では、県の補助対象適用年齢を上回る措置を講じている。	少子化対策・子育て支援については、国、県、市町村が連携し、それぞれの役割を果たしていくことが重要であり、引き続き、国の子育て支援策の動向も踏まえながら、最重要の課題である少子化対策にしっかりと取り組んでまいりたい。	保健医療部 健康推進課 母子・歯科保健班 TEL：086-226-7329

事 項	内 容	回 答	担当部課
	また、こども家庭庁が取りまとめた都道府県におけるこども医療費援助の実施状況（こども家庭庁成育局母子保健課調べ）によると、多くの都道府県で本県を上回る措置を講じている状況である。 については、安心して子育てできる環境の充実のため、早急に補助対象適用年齢を県内市町村の実態に合わせて引き上げること。 （３）少子化対策に取り組む町村への支援の拡充 少子化対策は、単年度の事業実施のみで効果が得られるものではなく、継続的な取り組みが不可欠であることから、「少子化対策に挑戦する市町村バックアップ事業」に基づき実施する対策については、複数年度にわたる補助金の交付を行うこと。 また、町村独自で取り組む結婚応援事業に対する支援の拡充を図ること。	その中で、県小児医療費公費負担制度については、給付と負担の公平性を図り、持続可能なものとなるよう運用してきたところであり、補助対象年齢の拡大などは、慎重に検討すべき課題と認識している。 子どもへの医療費助成については、誰もが安心して子育てできる環境を整備するため、全国一律で実施されるべき事業であると考えており、国に対しては、これまでも新たな公費負担制度の創設を強く提案してきたところであり、今後も働きかけてまいりたい。 本事業は、オーダーメイド型で対策を検討し、事業の立ち上げ・実施までを県が人的・財政的に伴走支援することで、その後の自走につなげていくこととしている。 各市町村の意欲的な取組が継続されるよう、事業期間終了後も必要に応じて国の交付金の活用への助言などに丁寧に取り組んでまいりたい。 なお、令和８年度は、少子化要因「見える化」ツールを活用して、県とともに少子化対策の施策形成を行う市町村に対しては、新たな伴走支援を行うほか、効果的な施策の横展開を図る取組を考えている。 結婚支援については、国の「結婚新生活支援事業」を実施している市町村に対して、国庫交付金の対象外となる取組を支援する「結婚新	子ども・福祉部 子ども未来課 少子化対策班 TEL：086-226-7347 縁むすび応援室 TEL：086-226-7607

事 項	内 容	回 答	担当部課
		生活支援パワーアップ事業」を令和7年度から実施するとともに、市町村が補助を行う出会いイベントの開催経費への支援にも取り組んでいるところであり、これらの県の独自支援を、令和8年度についても、引き続き、市町村と連携して取り組んでまいりたい。	
	(4) 無痛分娩に対する支援 出産時の痛みに対する不安等の軽減その他心身の負担軽減など希望する方が安心して出産できる環境を整えるため、無痛分娩に対する財政支援を行うこと。	無痛分娩については、妊婦の間でニーズが増加していると承知している。 一方で、地域において安全で効果的な無痛分娩を実施するには、産科医・麻酔科医に一定の習熟が求められるなど、安全で質の高い無痛分娩の提供体制の構築には課題があると考えている。 したがって、県では、国の通知に従って、無痛分娩を実施する医療機関をはじめ、全ての産科医療機関に、無痛分娩関係学会・団体連絡協議会が行う研修への参加等を周知しているところである。 こうした諸課題があることに鑑み、経済的支援については、まずは、国の動向を注視してまいりたい。	保健医療部 医療推進課 地域医療体制整備班 TEL:086-226-7084
	(5) 児童相談所の体制強化 児童家庭相談に応じる町村に対して適切な支援並びに、迅速かつ的確な対応を行うため、児童福祉司等の増員など体制の充実を図る	国は、平成30年に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、令和4年度までに児童福祉司を大幅に増員するよう求めたことか	子ども・福祉部 子ども家庭課

事 項	内 容	回 答	担当部課
	とともに、地域の実情に精通し、専門的知識を有した人材を確保すること。	ら、本県では、国の目標年よりも１年前倒しで配置標準を満たすとともに、令和７年度においては、標準を上回る人員を配置しているところである。 また、令和８年度は児童福祉司を増員し、体制の充実を図ることとしている。 なお、虐待相談対応件数が増加傾向であることや急激な増員により経験の浅い職員が多いこと、さらに、市町村への後方支援を充実させる必要があることなどから、児童福祉司スーパーバイザーや市町村支援児童福祉司、里親支援児童福祉司などの増員に向けて配置標準を見直すよう、引き続き国へ要望してまいりたい。	児童福祉班 TEL：086-226-7911
2 地域保健	（１）医師の人材確保等		
医 療 等 の 推 進 に つ いて	町村における医師、看護師等の医療関係者の人材不足は深刻化しており、医療機関の閉鎖、撤退、縮小により、必要最小限度の医療サービスの確保ですら困難になりつつある地域もある。 については、医療関係者の確保対策を推進するとともに、地域への定着に向けた実効ある対策を講じること。また、オンライン診療等の実施を促進すること。 特に、中山間地域における医療を確保するため、へき地等で医療を提供する医療関係者の養成・確保を図り、へき地保健医療対策を	医師の確保については、「第９次岡山県保健医療計画」に基づき、医師少数区域等に地域卒卒業医師や自治医科大学卒業医師を配置するとともに、へき地医療拠点病院からへき地診療所への医師派遣等を行っている。さらに、岡山大学に設置する「地域医療人材育成講座」により、全医学生に地域医療の意義ややりがいを伝えることにより、地域医療を支える人材の養成に取り組んでいる。加えて、令和８年度からの重点事業として、今後増加が見込まれる義務年限を終了する地域卒卒業医師や、自治医科大学卒業医師の地域への定着を促進するた	保健医療部 医療推進課 医師・看護人材確保 対策班 TEL：086-226-7485

事 項	内 容	回 答	担当部課
	一層推進すること。 また、岡山県特定地域看護職員確保支援事業における「特定地域」（50 歳未満の看護職員の構成割合が著しく低い二次保健医療圏）以外でも、中山間地域の町村では看護師が不足している状況があることから、特定地域の再考を行うか、新たな支援を検討すること。	めの経費を予算案に計上しているところである。 また、県医師会へ委託し、笠岡諸島でのオンライン診療の実証事業を行うなど、地域の実情に応じたオンライン診療の活用可能性について検討を進めてまいりたい。 看護職員についても、看護の魅力等の情報発信、離職防止のための職場定着対策や再就業の促進に加え、中山間地域における看護職員確保推進の体制整備、若手看護職員の採用が困難な特定地域において病院等が支給する就職準備金に対する支援を行うなど、地域偏在への対応に取り組んでいるところである。さらに、令和 8 年度からの重点事業として、医療機関と県内看護学生等のマッチング対策の強化等のための経費を予算案に計上しているところである。 今後とも、いただいた御意見も参考にしながら、様々な方策により、総合的な看護職員の育成・確保に努めてまいりたい。	
	（２）保健師の人材確保 保健師について、町村単独で募集しても応募がなく、採用に至らないケースが増加し、人材の確保に苦慮している。 ついては、県と町村による共同試験の実施や県が上乗せ採用した職員を町村に派遣、各町村が職場環境や地域の魅力を発信する就職説明会等の開催などの支援を検討するとともに、人材育成にも取り	保健師の人材確保については、県保健師を採用する上でも、募集人数に応募者数が満たない場合があるなど、採用が困難な職種であると認識しており、引き続き県全体として保健師業務の魅力を PR するなどの取組が必要であると考えている。 県と町村による共同試験の実施や県が上乗せ採用した職員の町村へ	保健医療部 保健医療課 総務班 TEL：086-226-7318

事 項	内 容	回 答	担当部課
	組むこと。 (3) 介護従事者の人材確保及び訪問介護事業者に対する支援 高齢化により介護サービスの需要が高まる中で、サービスを支える人材の確保が大きな課題となっている。 については、現在は介護の仕事に就いていない有資格者や離職者の再就職支援など、介護従事者の人材確保のための施策の充実・強化を図ること。 また、中山間地域の訪問介護事業は、介護サービスの提供が著しく困難な地域においては、特別な加算があるものの、令和6年度介護報酬改定において減額改定され、さらに訪問先間の移動距離が長く、時間もかかり、昨今の燃料費の高騰等により、厳しい経営状況となっており、高齢者の在宅支援体制の維持が困難となる可能性が	の派遣までは考えていないが、これまでも人事交流のほか、県の業務説明会や看護学生との交流会における市町村保健師業務も含めた紹介、県ホームページ上での各市町村保健師の働きがいやアピールポイント、採用情報等の発信により、保健師の人材確保に取り組んでいるところである。 引き続き、様々な場面で市町村保健師の確保を支援するとともに、現役の市町村保健師に対する技術的側面からの支援、研修会の実施等による人材育成にも取り組んでまいりたい。 県では、介護分野における未就業の有資格者や離職者の再就職を支援する取組として、勤務経験不足やブランクなどの理由により不安を抱えている潜在介護福祉士等を対象としたセミナーの開催や、離職した介護人材を対象とした再就職準備金の貸付を行うとともに、新規入職者を含めた参入促進策として小・中・高校生向けの出前講座や職場体験等、その他イメージアップ広報や啓発イベントなど、各種施策を進めている。 また、外国人介護人材については、事業所向けのセミナーや個別相談会の開催等に引き続き取り組むとともに、令和8年度は新たに、受入れを希望する事業所に対し、海外の学校や送り出し機関との関係構	子ども・福祉部 地域福祉課 地域福祉班 TEL:086-226-7317 長寿社会課 介護保険推進班 TEL:086-226-7324

事 項	内 容	回 答	担当部課
	ある。 については、中山間地域の事業者が継続して事業実施ができるよう財政支援を行うこと。	築や現地での採用説明会の開催等を支援するほか、受入事業所の日本人職員を対象とした研修会の開催や、多言語翻訳機の導入や生活を支援する職員の配置等に係る経費の助成についても取り組んでまいりたい。 訪問介護事業所の運営は厳しい状況にあることは承知しており、県では、持続的な介護サービスの提供が可能となるよう、ICT 導入による職場環境改善への支援や、処遇改善に係る国への働きかけなどを行ってきたところである。 また、国の経済対策に呼応し、介護職員等の賃上げや職場環境改善に向けた支援、移動に伴い必要となる経費、災害発生時に必要な設備・備品の購入の支援など、必要な介護サービスが円滑に継続できるよう措置した。 加えて、令和８年度、サービス提供の効率性が低い中山間地域で訪問介護事業者等を対象に市町村と連携した県独自の支援制度を創設してまいりたい。 今後もこうした取組を通じ、各地域において持続的な介護サービスの提供が可能となるよう努めてまいりたい。	
	（４）県全域での救急安心センター事業（＃７１１９）の実施 救急安心センター事業（＃７１１９）は、住民が急な病気やケガ	救急安心センター事業、いわゆる#7119 については、このたびの御	保健医療部

事 項	内 容	回 答	担当部課
3 教育施策 等の推進 について	をしたときに、適時・適切な救急車の利用や救急医療機関の受診の適正化に極めて有効である。 また、国では当該事業の実施地域の単位については、原則として都道府県単位とすることが適当としている。 については、県が実施主体となった県内全域導入を進めること。	要望を受け、あらためて市町村から丁寧にヒアリングを行ったところ、 ニーズが高まっていることやその有用性が確認できたことから、県として、令和８年７月を目途に、市町村の負担を求めることなく実施するよう、予算案に計上しているところである。	医療推進課 地域医療体制整備班 TEL：086-226-7084
	（１）正規職員の人材確保等 学力向上と人間力の育成のため、正規教員等を確保し、適切に配置するとともに、産休育休者が出た場合や病気等により急な欠員が出た場合などに、速やかに代替教員の確保ができるよう、各学校の実態に応じた教員配置を行うこと。 また、小学校における教科担任制の推進を図るため、教科の専門性を有した教員が配置できるよう人材確保に取り組むこと。	正規教員の配置については、児童生徒の減少による学級減に対応するため、一定数の講師が必要であるが、今後も引き続き再任用教員を積極的に活用するなど、正規教員の確保に努めるとともに、各学校の実態に応じた教員配置となるよう適切に対応してまいりたい。 小学校教科担任制については、県内 143 校においてこれまでと同じく、高学年を中心に実施しているところである。さらに、令和 7 年度から中学年の専科加配を県内 25 校に新たに配置をしており、今後も各校の実態を踏まえ、適材適所の人材配置に努めてまいりたい。 また、産休や育休を取得することが分かっている場合には、年度途中から教職員が欠けることがないよう、年度初めにあらかじめ代員を加配措置するなど、工夫を行っているところである。	教育庁 教職員課 義務教育人事班 TEL：086-226-7581
	（２）特別支援教育等の充実・強化		

事 項	内 容	回 答	担当部課
4 農山村対	特別支援学級において、学級内の児童生徒にグループ学習やきめ細かい指導を行い、落ち着いた学習環境を確保していくため、加配教員や非常勤講師を引き続き配置すること。 また、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育を推進するため、必要な特別支援教育支援員の配置が行えるよう、財政措置の拡充を国に働きかけること。	小中学校における特別支援教育にかかる教職員の配置については、特別支援教育の必要性の高い学校に重点的に加配教員や非常勤講師を配置し、1学級で、複数の教員等が指導に当たることにより、きめ細かい指導が可能であると考えており、今後も同様の教員加配や非常勤講師配置等に努めてまいりたい。 また、特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置の一層の拡充について、毎年、国に対して要望しているところであり、引き続き国へ働きかけてまいりたい。	教育庁 教職員課 義務教育人事班 TEL：086-226-7581 特別支援教育課 振興班 TEL：086-226-7587
	(3) 主体的な学びの基盤づくり事業に対する支援 小・中学校において、必要な補充学習が行えるよう予算総額を引き続き確保するとともに、国に対して必要な予算総額が確保されるよう働きかけること。	主体的な学びの基盤づくり事業については、国の補助事業を活用して市町村に委託して実施しているところであるが、令和7年度は県から申請した額の約2割しか国から補助されなかったため、やむを得ず、市町村への委託額を減額したところである。 国の補助事業を活用した事業のため、減額分を県において措置することは困難であることから、国に対して、十分な財政措置を講じるとともに、補助率の引き上げ等、補助制度の一層の拡充を図るよう要望しているところであり、引き続き、国に対して働きかけてまいりたい。	教育庁 義務教育課 学力向上対策班 TEL：086-226-7082
4 農山村対	(1) 農林業者への支援		

事 項	内 容	回 答	担当部課
策 の 推 進 について 重点事項	①物価高騰対策 燃油や資材価格、飼料・肥料等の急激な高騰により深刻な影響を受けている農林業者への支援を継続・拡充すること。	厳しい経営状況にある農林業者の経営安定化等を図るため、国の動向を踏まえながら、経営の改善・安定に向けた取組について、引き続き支援してまいりたい。 【農業者への支援（農作物等）】 燃油については、国の制度の活用を推進するとともに、新たにブドウ等について、中古ハウス等の再活用に関する支援を拡充してまいりたい。 【畜産農家への支援】 持続的な畜産経営の確立に向け、飼養環境の改善や耕畜連携体制の強化、粗飼料生産拡大等の支援を令和８年度当初予算案に計上しているところである。 また、令和７年度も国の補正予算に呼応し、光熱水費等の上昇の影響を強く受けている酪農経営の支援に必要な額を９月補正予算で措置したほか、配合飼料価格の高止まりが続く畜産農家に対する支援や、飼料生産作業を担うコントラクター組織の強化等に必要な額を２月補正予算で確保したところである。 【林業者への支援】 造林補助事業において、高騰する人件費、資材費及び燃料費を加味した標準単価を設定しているところである。	農林水産部 農産課 園芸振興班 TEL：086-226-7425 畜産課 生産振興班 TEL：086-226-7429 治山課 造林班 TEL：086-226-7455

事 項	内 容	回 答	担当部課
	②園芸作物に対する支援 令和6年度から経営所得安定対策交付金のうち水田活用の直接支払交付金（産地交付金）について、撤去が困難な園芸施設が設置されている農地は交付対象外となった。 については、ブドウなどの園芸作物の栽培に対する当該交付金に代わる支援制度を創設すること。	県では、国の水田政策の見直しについて、全国知事会等を通じて、地域の特性や農産物等の品目ごとの生産の実情に配慮し、意欲ある生産者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度となるよう令和7年7月に要望し、さらに、水田政策の見直しと早期提示について同年11月にも要望したところである。 引き続き、園芸作物については、既存の補助事業や生産性の向上に向けた技術指導により、生産者への支援を行ってまいりたい。	農林水産部 農産課 農産振興班 TEL：086-226-7424
	③スマート農業機械の導入支援 農業の担い手不足や高齢化が深刻化する中、生産水準の維持や経営規模拡大等のためには、スマート農業技術の活用を促進する必要がある。 については、スマート農業機械導入に関する補助事業について、事業要件の緩和並びに補助率及び補助上限額の引き上げを行うこと。	県では、地域農業を守り、持続可能な農業経営を実現するため、スマート農業機械を活用した省力化による生産性の向上等を図る必要があると考えている。 スマート農業機械の導入に当たっては、規模拡大等を支援する条件の良い補助事業もあることから、具体的な相談をいただければ、事業の活用について助言等をしてまいりたい。	農林水産部 農産課 農産振興班 TEL：086-226-7424
	（2）鳥獣被害防止対策の推進 ①捕獲対策の強化		

事 項	内 容	回 答	担当部課
	有害獣許可捕獲促進事業について、令和４年度からシカの助成期間が非狩猟期のみに縮小されたが、被害が拡大している地域もあることから、通年に戻すこと。 また、狩猟免許の更新に係る経費負担について、補助金制度等の創設を行うこと。	シカについては、近年、捕獲数が増加し、推定生息数は横ばい傾向にあるものの、生息域の拡大に伴う造林木での食害急増など、新たな問題も生じている。 このため県では、再造林地における食害対策として、地域ごとに被害防止体制を整備し、再造林地における効果的な捕獲方法の検討や、被害を受けにくい再造林方法の導入など、地域の実情に応じた対策を進めており、まずは、こうした取組の効果を検証しながら、より効果的な対策を検討してまいりたい。 狩猟免許の更新経費負担については、現在の狩猟者の年齢構成等から、新たな担い手となる狩猟者の確保・育成が重要と考えており、特に経費負担額の大きい新規の免許取得時の初期経費について支援しているところである。 更新経費への助成は行っていないが、鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊の捕獲従事者に対して、狩猟税の全額免除や更新時の銃の所持許可申請における技能研修免除などの負担軽減を講じているところであり、こうした制度の周知と活用を促進してまいりたい。	農林水産部 鳥獣害対策室 TEL：086-226-7439
	②ツキノワグマによる被害防止対策等の強化 ツキノワグマについては、以前は県北で多くの出没が確認されて	県では、第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画にもとづいて、	環境文化部

事 項	内 容	回 答	担当部課
	いたが、近年は、県中部でも出没が確認されている。 については、個体群管理を徹底しながら、被害防止対策を一層強化するとともに、出没数や生息域の拡大防止策を積極的に講じること。	人とツキノワグマとのすみ分けを図るゾーニング管理により、区分ごとに被害防止対策を実施しているところである。 計画では、県民の安全・安心の確保を第一に、人身被害ゼロを目指し、併せてツキノワグマの地域個体群の維持を図っているところであり、現状では、捕獲数等の数値目標を定めて、個体数を削減する実施計画は定めていないが、今後の生息数の推移等を注視しながら、適切に対応してまいりたい。 また、県では令和7年度から市町村が実施するクマ対策事業に対しての交付金制度を設けており、被害防止対策に取り組む市町村を支援しているところである。	自然環境課 自然保護班 TEL:086-226-7309
	(3) ナラ枯れ被害拡大防止対策の推進 ナラ枯れの被害が、特に県北を中心に急速に拡大しており、森林の有する多面的機能の低下、景観への影響等が懸念される。 については、引き続き、ナラ枯れ被害拡大防止総合対策事業の予算を十分確保するとともに、ナラ枯れ対策に取り組む町村をしっかりと支援すること。 また、より効果的な駆除技術の開発、樹種転換、被害木の利用等を促進するよう国に働きかけること。	県内のナラ枯れ被害は、以前は県北を中心に発生していたが、令和3年度から岡山市など県南部への被害拡大が見られ始め、現在は、ほぼ県内全域に拡大している。 県では、「岡山県ナラ枯れ被害対策基本方針」に基づき、ヘリコプターやドローン等を活用して被害の迅速な把握を行い、対策方法とともに市町村へ情報提供することで、市町村による駆除につながっているところである。 引き続き、自然公園や景勝地等の景観上重要な森林での予防対策や、	農林水産部 治山課 造林班 TEL:086-226-7455

事 項	内 容	回 答	担当部課
5 地域公共交通の維持・確保について	町村における通学者、高齢者等住民の移動手段の確保は、集落機能を維持し、住民生活を守っていくためには不可欠なものであることから、町村が行うコミュニティバスやデマンド交通等の地域に適した交通手段の導入や利便性の向上をはじめとする地域公共交通施策に対する財政支援を拡充すること。 また、地方ローカル線は、地域における重要な移動手段であることから、沿線自治体等と連携協力し、一層の利用促進に取り組むとともに、町村、地域等が行う鉄道路線の利用促進や地域での活用を推進する取組への支援を引き続き行うこと。	新たな被害地や被害の先端地、人が利用する場所での駆除対策など、市町村が地域の実情に応じた防除対策を講じられるよう、令和８年度当初予算案に計上しているところである。 なお、環境への配慮及び効果的な防除、被害跡地対策などを緊急に実施するための所要の財源の確保と総合的な防除技術の開発については、全国知事会や中国地方知事会を通じて、国へ提案しているところであり、引き続き、国への働きかけを行ってまいりたい。 市町村が実施する地域の実情を踏まえた交通手段の導入や利便性向上の取組に対しては、鉄道の利用促進等も含め、これまでも県として財政支援等を行っており、令和８年度当初予算案においては、予算額や内容について、拡充して計上している。 また、JR 在来線については、県内すべての市町村及び JR 西日本岡山支社が参画する「岡山県 JR 在来線利用促進検討協議会」において、利用促進策の検討・実施に取り組んでおり、令和７年度は、二次交通を含めた地域公共交通全体の利用促進を図るキャンペーン事業を展開したところである。 引き続き、市町村等と連携し、地域の実情に応じた、持続可能で利便性の高い地域公共交通体系の構築を進めるとともに、県民の公共交通利用を促進し、地域公共交通ネットワークの活性化を図ってまいり	県民生活部 交通政策課 企画班 TEL：086-226-7127

事 項	内 容	回 答	担当部課
6 道路、河川の整備促進等について	(1) 道路の整備促進等 ①均衡ある道路網の整備促進等 地域経済の活性化及び都市住民との交流等を図るため、均衡ある道路網の整備促進を図ること。 また、既存道路における安全・安心の観点から、安全な歩道の整備、消えかけた路面標示の計画的な復旧など道路の維持・修繕に努めるとともに、狭小道路や交通量が多く渋滞の原因となっている交差点等について、現道の拡幅やバイパス化を含め円滑な車輛通行が可能となるよう改良を行うこと。 特に、児童生徒の通学路となっている県管理道路において、歩道が未整備で危険な箇所について、早急な対策を講じること。 さらに、橋梁の更新・老朽化対策にも取り組むこと。	たい。 均衡のある道路網の整備促進については、地域高規格道路をはじめとする地域間連絡道路の整備や都市部の渋滞対策、災害時における緊急輸送道路の確保、また、中山間地域などでは、「おかやまスタンダード」に基づく効果的・効率的な整備により、地域の実情に応じた道路整備を推進してまいりたい。 既存道路の維持、修繕については、道路パトロールにより危険箇所を早期に発見し、対策等を適切に実施してまいりたい。 また、安全な歩道の整備については、令和3年度に実施した緊急合同点検の結果や、通学路等交通安全プログラムによる合同点検の結果などに基づき、歩道整備などを順次行っているところであり、引き続き、通学路における安全対策を進めてまいりたい。 狭小道路については、地域の実情に応じた道路整備を計画的に進めており、交差点の渋滞対策についても、渋滞や交通事故の発生状況などを踏まえ、対策工法を検討し、必要な対策を実施するなど、今後も引き続き、既存道路の安全・安心の確保に取り組んでまいりたい。 橋梁については、「岡山県道路橋梁長寿命化計画」に基づき、計画	土木部 道路建設課 橋梁班 TEL:086-226-7470 改良班 TEL:086-226-7469 道路整備課 保全班 TEL:086-226-7473 都市計画課 街路・区画整理班 TEL:086-226-7494

事 項	内 容	回 答	担当部課
	②安定的・継続的な除雪体制の確保 県管理道路の除雪作業を町村が受託して行っているが、委託料は、稼働状況に応じた支払いとなっており、降積雪状況に大きく影響され、不安定なことから、オペレーターの確保が困難な状況にある。 については、小雪時にオペレーターの人件費の一部を補填する基本待機料制度を創設すること。 また、車両の維持管理など固定的経費に対する支援や県管理道路の除雪に伴い生じるその他経費（事務費）に対する財政支援を行うこと。	的な維持管理に取り組んでまいりたい。 除雪作業に関する負担軽減を図るため、注意報発令時など職員が待機指示した場合に、待機時間分の人件費を計上する「情報連絡要員」制度や、受託者の借上機械を対象に、除雪期間の損料を最低基本額と設定し、その額を補償する制度を運用しているところである。 今後も安定的・継続的な除雪体制を確保するため、実情を十分に把握しながら、さらなる支援策について検討してまいりたい。	土木部 道路整備課 保全班 TEL：086-226-7473
	③国道５３号黒尾峠高規格バイパス化 国道５３号黒尾峠高規格バイパス化（美作岡山道路の北部延伸）により、災害時等における陸上自衛隊日本原駐屯地からの速やかな支援展開や物資等輸送が確保され、また、交通ネットワークによる岡山圏域と鳥取圏域の連携強化等が図られることから、早期整備に向け国への働きかけを行うとともに、関係町村に対し必要に応じた助言など積極的な支援を行うこと。	県としては、まず、中国縦貫自動車道と山陽自動車道を結ぶ高規格道路ネットワークを構築する考えであり、地域高規格道路「美作岡山道路」の早期完成に全力を挙げてまいりたい。 北部延伸については、「美作岡山道路北部延伸道路整備促進期成会」において、現状の課題や整備の必要性について調査研究がなされるものと考えており、県としても引き続き、必要なアドバイス等を行って	土木部 道路建設課 道路計画班 TEL：086-226-7468

事 項	内 容	回 答	担当部課
	(2) 河川の改修及び浚渫の促進 整備の進捗が遅れている県管理河川の改修を早急に行うとともに、河川の浚渫などの治水対策を強力に推進すること。	まいりたい。 河川改修については、河川の重要度や水害発生状況等を勘案して策定した河川整備計画に基づき計画的に進めているが、対応すべき河川も多く、個々の事業規模も大きいことから、まずは 直近の被害が発生した洪水への対応を行うなど、河川全体の整備水準を段階的に高めている。 河川の浚渫などについては、河川の流下能力を確保するために重要であることから、河道内整備実施計画に基づき、優先度の高い箇所から順次実施しており、引き続き、有利な起債等も積極的に活用しながら取り組んでまいりたい。 なお、河道掘削等を効果的に進めるためにも、残土処分場の確保など、引き続き協力をお願いしたい。 予算の確保について、河川事業を推進するためには、将来にわたり安定的、継続的な治水事業予算の確保が必要であると考えており、「安全・ 安心おかやま県土づくり推進大会」を開催し、必要な予算確保などを国に強く訴える要望活動を行ったところであり、予算確保に向けて、ご支援をお願いしたい。 引き続き、県民の生命や財産を守る県土の強靱化に着実に取り組め	土木部 河川課 治水班 TEL:086-226-7480

事 項	内 容	回 答	担当部課
7 デジタル 化施策の 推進につ いて	(1) 町村のD X推進等に対する支援 国が策定した自治体D X推進計画においては、県が市町村の計画的な取組みを支援するなど、一定の役割を果たすことが期待されている。 については、引き続き、各町村が抱える現状や課題を整理・共有し、町村のデジタル化が着実に進むよう支援を積極的に行うこと。 特に、市町村の業務を支援する市町村標準化支援事業について、システム構築まで引き続き支援すること。 また、県で行っているR P AやA IなどのI C Tを活用した事務改善や業務効率化に向けた取組の実例紹介や町村が導入する際の人的支援、県と町村によるデジタル技術の共同導入などを検討すること。 (2) 入札参加資格審査申請の電子化及び共同受付	るよう、あらゆる機会を捉えて国に働きかけ、これまで以上に国の予算が獲得できるよう努めてまいりたい。 これらハード対策を進めるとともに、県管理河川の洪水浸水想定区域の指定などソフト対策も進め、引き続き、ハード・ソフト一体となった流域治水対策に取り組んでまいりたい。 県では、これまでDX に関する相談窓口の設置や専門人材の派遣による助言等を行うなど、市町村DX の推進を支援してきたところである。 また、各町村のICT を活用した事務改善や業務効率化が図られるよう、岡山県電子自治体推進協議会等の場を通じ、他自治体のICT 導入事例の紹介など、情報提供や意見交換を行ってきたところである。 なお、令和8年度の重点事業として、市町村のDX や標準化を伴走支援する事業を予算案に計上しており、引き続き支援に努めてまいりたい。	総務部 デジタル推進課 地域情報化班 TEL:086-226-7265

事 項	内 容	回 答	担当部課
8 生活環境 等の整備 促進につ いて	事業者は、入札参加を希望する全ての自治体にそれぞれ申請して資格を取得しているが、それぞれの自治体で審査項目及び申請様式が異なることから、事業者にとって大きな負担となっている。 また、自治体ごとに資格審査申請を受け付けている状況で、各町村とも資格審査事務に多くの時間・労力を割いている。 については、事業者負担軽減及び市町村事務の効率化のため、審査項目の統一化を図るとともに、入札参加資格審査申請（建設工事、測量・建設コンサルタント業務）を電子化し、広域での一元的な受付及び審査（共同受付）を検討すること。	国において、地方公共団体の調達関連手続きの共通化・デジタル化に係る実務検討会が設置され、入札参加資格審査の申請項目や全国共通の調達関連システムの整備等について検討が進められていることから、その動向を注視するとともに、引き続き情報収集してまいりたい。	土木部 監理課 建設業班 TEL：086-226-7463
	（１）資源ごみ専用収集庫の整備に対する支援 循環型社会づくりの推進に向け、町村が整備する資源ごみ専用収集庫に対する財政支援を行うこと。	廃棄物処理施設整備計画（令和５年６月３０日閣議決定）において、市町村は、区域内の一般廃棄物の処理に統括的な処理責任を有する者として、一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の適切な処理を行うことができる体制を整備することとされている。 また、資源ごみ専用収集庫を含むマテリアルリサイクル推進施設の分別回収拠点の整備は、交付対象事業費が１０,０００千円を超える場合、国の循環型社会形成推進交付金を活用することができることとされている。 県としては、同交付金等の十分かつ安定的な予算を確保するよう、	環境文化部 循環型社会推進課 一般廃棄物班 TEL：086-226-7307

事 項	内 容	回 答	担当部課
9 地方創生等の推進について	（２）所有者のいない猫への不妊去勢手術の助成 所有者のいない猫を原因とする生活環境被害の軽減及び所有者のいない猫の減少を図るため、岡山県動物愛護センターでの不妊去勢手術の件数を増やすか、町村が行う不妊去勢手術に対する財政支援を行うこと。	引き続き、国に対して要望してまいりたい。 県では、地域住民が主体となって猫の餌やりや糞尿などの管理まで適切に行う地域猫活動を推進しており、動物愛護センターが承認した団体の猫に対し不妊去勢手術を行うなど、支援を行っている。 地域猫活動で管理されている猫の不妊去勢手術については、令和７年度は手術の予約枠に空きが発生していることから、11 月から町が実施する地域猫活動に係る手術を受け入れている。 町村に対する手術費用の助成までは考えていないが、飼い主のいない猫による苦情の減少につながるよう、地域猫活動の推進に努めてまいりたい。	保健医療部 生活衛生課 食の安全推進班 TEL：086-226-7338
	（１）広域連携のまちづくりの推進 県と市町村が連携して、人口流出等の地域の課題を解決するため、県が中心となって広域連携事業を取りまとめ、実施計画及び地域再生計画の作成を行い、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を獲得し、広域連携のまちづくりを推進すること。	市町村単独では対応が難しい広域的な対応等が求められる行政課題については、従前の地域課題解決支援プロジェクトの手法を引き継ぎ、県と市町村による実務担当者会議「人口減少対策推進チーム」を活用し、人手不足や人口減少により生じる諸課題に的確に対応するための対策の調査・研究等に取り組んでいるところである。 複数市町村が抱える共通課題の抽出やニーズを把握するとともに、市町村が課題解決に向けた取組が進むよう、県と市町村との連携を強	総合政策局 地方創生推進室 TEL：086-226-7086

事 項	内 容	回 答	担当部課
	(2) 民生委員・児童委員の活動環境の強化 複雑多様化する課題への対応に伴う活動量の増加や物価高騰などの影響により、民生委員・児童委員の活動環境は厳しいものがあることから、民生委員・児童委員の活動費に県独自の加算を行うとともに、担い手確保に向け、ＩＣＴ環境の整備促進などの活動しやすい環境の整備に対する支援を拡充すること。	化してまいりたい。 民生委員・児童委員の活動費については、多様かつ複合化している地域住民の課題への対応や近年の物価高を踏まえ、地方交付税措置を拡充する旨、国から通知がなされたところであり、県としても適切に対応してまいりたい。 また、担い手確保については、令和7年度から「民生委員担い手確保対策事業」を実施しており、他県での取組事例を市町村に情報共有するなど、引き続き、市町村とともに活動しやすい環境の整備に取り組んでまいりたい。	子ども・福祉部 地域福祉課 支援班 TEL:086-226-7923
	(3) 外国人地域おこし協力隊の採用に対する支援 インバウンド増加等を見据え、外国人と町村を結び付けるためのマッチングイベントの開催や採用に当たっての手続きの指導など、町村の外国人地域おこし協力隊の採用を支援すること。	県内では、これまで16名の外国籍の地域おこし協力隊員が、語学力や経験等を活かし、まちづくりや観光PR、農業振興などにおいて活動している。 県では、国の要綱を踏まえつつ、市町村の募集目的に沿った意欲ある人材を確保するため、地域おこし協力隊希望者に向けた情報発信や、募集イベントの開催、サポートデスクによる相談対応に加え、募集の企画段階から採用にあたっての手続きの助言など隊員着任まで伴走型	県民生活部 中山間・地域振興課 活力創出班 TEL:086-226-7267

事 項	内 容	回 答	担当部課
	（４）消防団の消防車両に係る準中型自動車免許取得に対する支援 平成２９年３月１２日以降に普通自動車免許を取得した者は、車両総重量３．５トン未満の車両しか運転できなくなり、消防団員が運転する必要のある消防ポンプ自動車等の運転が出来なくなった。国において市町村が消防団員の準中型自動車免許の取得に対して助成を行った場合、助成額の１／２は特別交付税措置があるが、残り１／２は市町村費での対応となっている。 ついては、県全体としての消防力の維持及び円滑な消防団活動の継続のため、町村の助成に対する財政支援を行うこと。 （５）県が主体となった産業・工業団地の整備等 人口流出の抑制や移住・定住の促進などの地域経済の活性化のためには、企業誘致が重要であるが、人材不足、ノウハウ不足等により十分な対応ができていない町村もある。 ついては、産業・工業団地の整備を希望する町村と連携して工場適地調査を実施するとともに、有望な適地については、県が主体となって産業・工業団地の整備を行うこと。	支援を行っているところであり、今後とも地域に合ったより良い人材が獲得できるよう、市町村の隊員配置を支援してまいりたい。 平成 29 年の免許制度改正により、今後、車両総重量 3.5 トン以上の消防車両を保有する消防団においては、運転可能な団員の確保が課題となり得ると認識している。 県としても、消防団の活動基盤に関わる重要な課題と受け止めており、国から示された様々な取組みを参考に、各市町村がその実情に応じて適切な対応を選択できるよう、引き続き、国へ財政支援等の拡充を要望するとともに、他県の取り組み等を研究してまいりたい。 県ではこれまで、適地調査や公共施設整備への補助など、開発に取り組む市町村を支援してきたところであり、令和 6 年度から、専門家による実務研修や個別課題を解決するための相談対応を実施するなど、支援体制を強化するとともに、令和 7 年度から、新たな産業用地の確保に向けた検討にあたり、県自ら公的産業団地周辺の活用可能性調査に取り組んでいるところである。	知事直轄 消防保安課 消防班 TEL：086-226-7295 産業労働部 企業誘致・投資促進課 開発推進班 TEL：086-226-7389

事 項	内 容	回 答	担当部課
	また、産業・工業団地の造成に係る県補助金は、公共施設整備への補助に限られているため、設計委託費や造成、用地買収等への補助を創設すること。 (6) 水道事業の広域化 令和４年度に策定された岡山県水道広域化推進プランに基づき、市町村の区域を越えた水道事業の多様な広域化が推進されるよう、積極的な役割を果たすこと。	産業・工業団地の造成に係る県補助金については、令和８年度から設計委託費も対象とするなど、市町村を一層支援するための見直しを検討しており、引き続き、産業用地の確保に向けて、市町村と連携してまいりたい。 広域化は、水道事業を持続可能なものとするための重要な施策の一つであり、合意の可能性の高いものから順に、堅実に水道広域化に取り組んでいくことを本県の基本理念としている。 令和７年度は、重点事業（「持続可能な水道」推進事業）として、人工衛星を活用した漏水調査を、県でとりまとめて共同委託業務として実施中であり、現在は、衛星画像をもとに AI を活用して漏水可能性箇所の解析を行った結果を、参加市町村へ順次報告しているところである。 今後約２年間をかけて市町村は現地調査（音聴調査）により検証を行い、県が検証結果をとりまとめて共有することとしており、県と水道事業者等による検討会において、様々な手法の広域化について議論を深めてまいりたい。 また、令和８年度からの重点事業として、水道施設の老朽化や水道事業を担う人材不足等の課題を踏まえ、専門的な知見を有するアドバ	保健医療部 生活衛生課 水道班 TEL:086-226-7336

事 項	内 容	回 答	担当部課
	(7) トラック運送業者に対する支援 県内物流の安定等を図るため、物価高騰や人手不足に直面しているトラック運送事業者への支援を拡充すること。	イザーを派遣し、施設管理に係る技術継承を支援するなどの経費を予算案に計上しており、引き続き、水道の基盤強化に取り組んでまいりたい。 物価高騰については、トラック運送事業者の運転資金借入時の信用保証料助成金を設け、(一社)岡山県トラック協会を通じて県内トラック運送事業者を支援しているところである。 また、人手不足については、企業説明会開催等のための人材確保活動助成金、女性等多様な人材確保に向けた職場設備改善助成金、「働きやすい職場認証制度」取得促進助成金及び大型・中型・けん引免許取得助成金のほか、トラック物流効率化支援金として、同協会を通じて県内トラック運送事業者を支援しているところである。 今後も、物価高騰等の状況を踏まえつつ、トラック運送事業者の事業継続と県内物流の安定に資するよう取り組んでまいりたい。	県民生活部 交通政策課 企画班 TEL:086-226-7127 産業労働部 企業誘致・投資促進課 開発推進班 TEL:086-226-7389

Ⅱ 国の施策に関する要望

事 項	内 容	回 答	担当部課
1 陸上自衛 隊日本原 駐屯地の 隊員確保 について	大規模災害等の発生時には、陸上自衛隊の活動が不可欠であるこ とを踏まえ、陸上自衛隊日本原駐屯地における必要な隊員数を確保 するとともに、今後とも災害派遣に支障がないよう体制の充実を国 に働きかけること。	日本原駐屯地の陸上自衛隊は、県内で大規模災害や国民保護事案が 発生した際の迅速かつ的確な救助救援活動に不可欠な存在であり、そ の体制の縮小は、県民の安全・安心に大きな影響を及ぼすと認識して いることから、これまでも、国に対して働きかけてきたところである。 引き続き、地元自治体とともに、中四国最大の演習場を持つという 日本原駐屯地の優位性などを訴えながら、災害派遣や地域経済への支 障のないよう、あらゆる機会を通じて、国へ日本原駐屯地の体制充実 を働きかけてまいりたい。	知事直轄 危機管理課 危機管理・国民保 護班 TEL：086-226-7385
2 国道２号 の渋滞対 策及び交 通安全対 策の推進 について	国道２号岡山バイパスは、本県の社会・経済の発展を支える大動 脈であるが、随所に慢性的な渋滞や交通事故の発生等の問題を抱え ている。 また、渋滞や交通事故等による交通規制では、国道２号につなが る県道や市町道路にまで影響が及んでいる。 ついては、国道２号の渋滞対策及び交通安全対策の推進を国に働 きかけること。	国道２号岡山バイパスの渋滞対策として計画されている交差点の立 体化は、慢性的な渋滞の緩和や交通事故防止につながることから、事 業主体である国に岡山倉敷立体（Ⅰ期）事業の早期完成を働きかける とともに、沿線市町と連携し、円滑な事業実施に協力してまいりたい。 また、残る交差点の早期事業化に向けても、関係者一丸となって、 引き続き国へ働きかけてまいりたい。	土木部 道路建設課 道路計画班 TEL：086-226-7468
3 情報シス テムの標	情報システムの標準準拠システムへの移行について、デジタル基 盤改革支援補助金の上限額が必要額に達していない町村があること	標準準拠システムへの移行については、移行経費が多額となることか ら、これまでも、国に対しては、自治体の状況をしっかりと把握し、必	総務部 デジタル推進課

事 項	内 容	回 答	担当部課
準 準 抛 シ ス テ ム ヘ の 移 行 に つ い て	から、国の責任において確実に財政支援措置を行うよう国に働きかけること。 また、ガバメントクラウド利用料及び関連する費用並びにシステム運用費用の増加分についても十分な財政支援を行うよう国に働きかけること。	要となる移行経費等について確実に支援を行うよう、県による提案や全国知事会の提案など、様々なルートを通じて働きかけているところである。 ガバメントクラウド利用料を含めた運用経費についても、十分な財政支援がなされるよう、引き続き、国へ提案してまいりたい。	地域情報化班 TEL：086-226-7265